

# 平成30年度 一般入学志願者心得

石川県立金沢錦丘高等学校

〒921-8151 金沢市窪 6丁目218番地

電話 (076) 241-8341(代)

FAX (076) 241-8495

<http://cms1.ishikawa-c.ed.jp/~nisikh/NC2/htdocs/>

## 1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成30年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

## 2 募集定員 第1学年 普通科 320人

※金沢錦丘中学校からの入学予定者を含む。

## 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料 2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。  
なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。
- (2) 入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。  
なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（82円分の切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (3) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (4) 県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

## 4 志願変更

- (1) 志願の変更  
入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。
- (2) 志願変更手続  
ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、先に入学願書を提出した高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。  
なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。  
イ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

## 5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間  
平成30年2月15日（木）から2月20日（火）まで  
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。  
なお、出願の特例措置については、10の(2)を参照すること。
- (2) 志願者数公表  
平成30年2月20日（火）午後3時30分 本校正面玄関前に掲示する。
- (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）  
平成30年2月23日（金）から2月27日（火）まで  
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。
- (4) 調査書等の提出期間  
平成30年2月27日（火）から3月1日（木）まで  
なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、2月20日（火）及び2月27日（火）は、午前9時から午後3時までとする。

## 6 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記入し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

## 7 学力検査等日程

平成30年3月6日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語
平成30年3月7日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	
	社会	数学	

\*各教科100点満点

## 8 学力検査場 本校の指定会場

※検査場等の下見希望者には、3月5日(月)午後1時～3時の間のみこれを認める。

## 9 合格者の発表

平成30年3月14日(水)正午、本校構内において、受検番号の掲示をもって行う。

電話による問い合わせには応じない。

## 10 県外からの出願

### (1) 出願手続

県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、平成30年1月5日(金)以降に、石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

### (2) 出願の特例措置

ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に、出願手続ができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

イ この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して石川県教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて出願することができるものとする。その出願期間は、平成30年2月23日(金)から2月27日(火)午後3時までとする。

## 11 帰国生徒及び外国人生徒の出願

(1) 中学校に在籍する帰国後3年未満(外国人生徒にあつては入国後3年未満)の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

(2) 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

## 12 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

(1) 学力検査において特別な配慮を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

(2) 本校校長は、石川県教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。